四　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。

5　住宅金融室に、室長を置く。

6　民間事業支援調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅局の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に関すること（住宅金融室の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

二　独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること（都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

7～9　（略）

（住環境整備室及び公共住宅事業調整官）

第七十六条　住宅総合整備課に、住環境整備室及び公共住宅事業調整官一人を置く。

2・3　（略）

（削る）

4　（削る）

（新設）

4　民間事業支援調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅局の所掌事務に関する民間事業者の支援に係る施策の調整に関すること。

二　住宅資金の貸付債権の証券化に関すること。

三　独立行政法人都市再生機構の行う業務に関すること（都市局及び住宅総合整備課の所掌に属するものを除く。）。

四　独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関すること（市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。

五　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関すること。

5～7　（略）

（住環境整備室及び賃貸住宅対策室並びに公共住宅事業調整官）

第七十六条　住宅総合整備課に、住環境整備室及び賃貸住宅対策室並びに公共住宅事業調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　賃貸住宅対策室は、賃貸住宅（公営住宅を除く。）の管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　賃貸住宅対策室に、室長を置く。

6　（略）

（木造住宅振興室及び住宅瑕疵担保対策室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室及び住宅瑕疵担保対策室並びに住宅産業適正化調整官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（削る）

6　（削る）

7　評価業務等監督調整官は、命を受けて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に基づく登録を受けた者が同法に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務をつかさどる。

8　（略）

（木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価・判定業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）

第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　建築環境企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること（評価・判定業務等監督調整官の所掌に属するものを除く。）。

7　建築環境企画室に、室長を置く。

8　住宅産業適正化推進官は、命を受けて、工場生産住宅その他これに類するものの適正な建設及び供給を確保するために必要な指導に関する事務をつかさどる。

9　評価・判定業務等監督調整官は、命を受けて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律又は同法に基づく命令に基づく登録を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務をつかさどる。

10　（略）